

第9次沖縄県伝統工芸産業振興計画（案）の概要

第1章 総説

【1 計画策定の意義】

- ・ 工芸産業生産額、従事者数等の減少
- ・ 独自の歴史や文化、豊かな自然環境を反映している沖縄のソフトパワーを生かした産業
- ・ 長い歴史・風土の中で培われてきた伝統工芸の技術・技法の継承するとともに、これら資源を活かして魅力的なものづくりを図る

【2 計画の性格】

沖縄県伝統工芸産業振興条例に基づき、本県伝統工芸産業振興を図るために必要な基本となる計画

【3 計画の期間】

- 令和4年度から令和8年度までの5年間
 (参考) 新たな振興計画 (令和4-13年度)
 首里城復興基本計画 (令和2-13年度)



【4 計画の目標】

沖縄のソフトパワーを生かした、伝統工芸産業のさらなる活性化
 成果指標 (新たな振興計画において議論中)

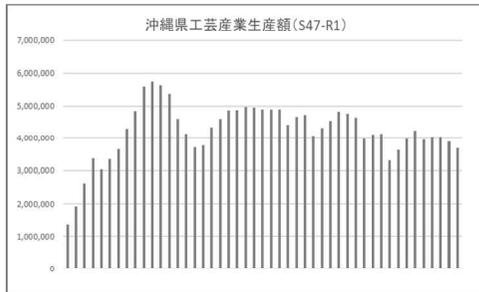
第2章 伝統工芸産業の現状と課題

【1 伝統工芸産業の現状】

- ・ 国指定16品目、県指定26品目
- ・ 令和元年度伝統工芸産業生産額36億5,666万円、事業所数728、従事者数1,666人
- ・ 生産額は昭和57年度ピーク時の6割まで減少 (一方で観光客数は大幅増加)
- ・ 観光客数は増加してきたが、観光消費を取り込んだ工芸品は一部のみに
- ・ 後継者不足

【2 伝統工芸産業の課題】

- (1) 市場ニーズへの対応
- (2) 人材の確保と育成
- (3) 原材料の安定確保
- (4) 経営力の強化
- (5) 販売力の強化と販路開拓
- (6) ブランド力の向上
- (7) 経済的・社会的危機等への対応力



第3章 計画の基本方向

- (1) 伝統的な技術・技法の継承と発展
- (2) 伝統工芸を活用した感性に働きかける魅力的なものづくり産業の振興
- (3) おきなわ工芸の杜を拠点とした工芸産業施策の推進
- (4) 首里城復興と連動した琉球文化ルネサンス



第4章 主要施策の推進方針

【施策1 伝統的な技術・技法の継承と発展】

- 1 人材の確保・育成
 - (1) 工芸従事者の確保と育成
 - (2) 工芸産業従事者の技術の向上
 - (3) 教育機関等と工芸従事者の連携強化
 - (4) 工房経営等に関する知識習得
- 2 原材料の安定確保
 - (1) 原材料生産従事者の確保・育成
 - (2) 安定確保に向けた取組
 - (3) 代替原材料の開発と利用の促進
- 3 工芸的価値の強化
 - (1) 品質の維持・向上
 - (2) 知的財産制度の活用促進

【施策3 おきなわ工芸の杜を拠点とした工芸産業施策の推進】

- 1 商品開発、人材育成、起業促進の拠点づくり
- 2 技術指導体制の強化及び共同研究等による課題解決、商品開発等
- 3 工芸関連情報の集約・発信
- 4 工芸事業者及び異業種とのネットワーク構築

【施策2 伝統工芸を活用した感性に働きかける魅力的な工芸産業の振興】

- 1 「稼ぐ力」の強化
 - (1) 市場ニーズに対応した商品開発・新分野展開
 - (2) ブランド力の向上と情報発信の強化
 - (3) ICT活用
 - (4) 販売力の強化と販路開拓
- 2 経営力の強化
 - (1) 経営感覚に基づいた事業運営・工房経営
 - (2) 各分野の人材との協働体制
 - (3) 収益力の向上と経営基盤の強化
 - (4) 組合機能の充実
- 3 おきなわ工芸の面としての展開
 - (1) 観光産業との連携、観光需要の取り込み
 - (2) 文化芸能等他分野との連携
 - (3) 沖縄のソフトパワーを生かした工芸産業の活性化

【施策4 首里城復興と連動した琉球文化ルネサンス】

- 1 多様性・独自性をもつ琉球文化の再認識
- 2 琉球文化を活用した産業振興

第5章 伝統工芸産業振興の推進体制のあり方

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1 工芸従事者 | 2 異分野・異業種等の専門的人材 |
| 3 国、県、市町村及び支援機関 | 4 県民 |

